

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、  
下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の目的及び内容 \_\_\_\_\_
- 3 申請コース（①20円コース、②30円コース）※いずれかに○をすること。
- 4 生産性要件（①6%以上、②1%以上6%未満、③該当なし）  
※いずれかに○をすること。

（裏面に続く）

5 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

|  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| (1) ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定<br>イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 |                                     |
| (2) (1) でイを選択した理由  |                                     |
| ア 免税事業者である   | ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である                 |
| イ 簡易課税事業者である   | エ ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する |

6 国庫補助金所要額調書（別紙1）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書（別紙2）
- 2 助成対象経費の見積書
- 3 生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
- 4 申請前3月分（※）の賃金台帳の写し  
（※）給与形態等によっては、3月分以上必要となる場合があります。
- 5 その他参考となる書類

## 国庫補助金所要額調書

| 区分   | 総事業費<br>A | 収入額<br>B | 差引額<br>(A - B)<br>C | 対象経費<br>支出予定額<br>D | 対象経費支出<br>予定額 (D) に<br>助成率 (※1)<br>を乗じた額<br>E | 基準額<br>(上限額)<br>※2<br>F | 選定額<br>(EとFを比較し<br>て少ない方の額)<br>G | 国庫補助<br>基本額<br>(CとGを比較し<br>て少ない方の額)<br>H | 国庫補助<br>所要額<br>(1,000円未満切り<br>捨て) ※3<br>I |
|--|-----------|----------|---------------------|--------------------|---|-------------------------|----------------------------------|--|---|
| 中小企業<br>最低賃金<br>引上げ支<br>援対策費<br>補助金(業<br>務改善助<br>成金) | 円         | 円        | 円                   | 円                  | 円   | 円                       | 円                                | 円  | 円   |

※1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 900 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※2 別表第 1 の第 5 欄に定める各コースの上限額

※3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)





|   |       |      |     |
|---|-------|------|-----|
| 4 申請前3月間の解雇等の状況※2（交付要綱第4条第4項第1号関係）      |       |      |     |
| 5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第4項第1号のニ関係）     |       |      | 有・無 |
| 有の場合、助成金の名称                             |       |      |     |
| 6 過年度の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第4項第2号関係）    |       |      | 有・無 |
| 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額                |       | 円    |     |
| 7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第3号関係）          |       |      | 有・無 |
| 8 補助金等の決定取消し等の有無（過去3年）（交付要綱第4条第4項第4号関係） |       |      | 有・無 |
| 9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第5号関係）       |       |      | 有・無 |
| 10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第4項第6号関係）       |       |      | 有・無 |
| 11 徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第4項第7号関係）           |       |      | 有・無 |
| 12 倒産の有無（交付要綱第4条第4項第8号関係）               |       |      | 有・無 |
| 13 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第4項第9号関係）        |       |      | 有・無 |
| 14 振込を希望する金融機関                          |       |      |     |
| 金融機関名                                   |       | 支店名  |     |
| 口座の種類                                   | 普通・当座 | 口座番号 |     |
| (フリガナ)<br>口座名義                          |       |      |     |
| 15 その他                                  |       |      |     |

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

年 月 日

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）  
事業計画変更申請書

年 月 日千労発雇均 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について  
事業実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更を受けようとする理由
- 2 国庫補助金所要額変更調書（別紙）
- 3 事業変更計画書
- 4 その他参考となる関係資料

## 国庫補助金所要額変更調書

| 区分   | 総事業費 | 収入額 | 差引額<br>(A - B) | 対象経<br>費支出<br>予定額 | 対象経費支<br>出予定額<br>(D)に助<br>成率(※1)<br>を乗じた額 | 基準額<br>(上限額)<br>※2 | 選定額<br>(EとFを<br>比較して少<br>ない方の額) | 国庫補助<br>基本額<br>(CとGを<br>比較して少<br>ない方の額) | 国庫補助<br>所要額<br>(1,000円未<br>満切り捨て)<br>※3 | 既交付<br>決定額 | 今回追加<br>(減少)額<br>(I - J) |
|--|------|-----|----------------|-------------------|---|--------------------|---------------------------------|---|---|------------|--------------------------|
|  | A    | B   | C              | D                 | E   | F                  | G                               | H                                       | I                                       | J          | K                        |
| 中小企業<br>最低賃金<br>引上げ支<br>援対策費<br>補助金(業<br>務改善助<br>成金) | 円    | 円   | 円              | 円                 | 円   | 円                  | 円                               | 円                                       | 円                                       | 円          | 円                        |

※1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 900 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※2 別表第 1 の第 5 欄に定める各コースの上限額

※3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)



年 月 日

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業廃止承認申請書

年 月 日千労発雇均 第 号をもって交付決定を受けた 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業について、廃止したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

| 交付決定額 | 助成金充当額 | 不用額 |
|-------|--------|-----|
| 円     | 円      | 円   |

2 交付対象事業の廃止日

年 月 日

3 事業を廃止する理由

年 月 日

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）  
事業完了予定期日変更報告書

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

2 経費所要額

| 交付決定額<br>(交付決定年月日) | 年度<br>受入済額 | 年度への要繰越額 | 不用額 |
|--------------------|------------|----------|-----|
| 円<br>( 年 月 日)      | 円          | 円        | 円   |

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

年 月 日

千葉労働局長 殿

〒□□□-□□□□ (Tel. — — )  
申請事業主 住所

氏名

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、  
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

状 況 報 告

年 月 日千労発雇均 第 号をもって交付額確定の通知を受けた 年度  
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、 年 月 日  
現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

- 1 対象期間について  
第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから 年 月 日まで
- 2 解雇等※の状況について
- 3 賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について

(注) 2及び3については、対象期間中の全労働者の賃金台帳の写しを添付すること

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

年 月 日

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙1）
- 2 事業実施結果報告（別紙2）
- 3 賃金引上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し
- 5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）
- 6 経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）
- 7 その他参考となる書類
- 8 業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

年 月頃

## 国庫補助金精算書

| 区分   | 総事業費<br>A | 収入額<br>B | 差引額<br>(A - B)<br>C | 対象経費<br>支出済額<br>D | 対象経費支<br>出済額(D)<br>に助成率<br>(※1)を<br>乗じた額<br>E | 基準額<br>(上限額)<br>※2<br>F | 選定額<br>(EとF<br>を比較し<br>て少ない<br>方の額)<br>G | 国庫補助<br>基本額<br>(CとG<br>を比較し<br>て少ない<br>方の額)<br>H | 国庫補助<br>所要額<br>(1,000<br>円未満切<br>り捨て)<br>※3<br>I | 交付決定<br>額<br>J | 国庫補助<br>受入済額<br>K | 差引<br>過不足額<br>(K - I)<br>L |
|--|-----------|----------|---------------------|-------------------|---|-------------------------|--|--|--|----------------|-------------------|----------------------------|
| 中小企業<br>最低賃金<br>引上げ支<br>援対策費<br>補助金(業<br>務改善助<br>成金) | 円         | 円        | 円                   | 円                 | 円   | 円                       | 円  | 円  | 円  | 円              | 円                 | 円                          |

※1 事業場内最低賃金 900 円未満の事業場にあつては 5 分の 4 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 10 分の 9)

事業場内最低賃金 900 円以上の事業場にあつては 4 分の 3 (ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は 5 分の 4)

※2 別表第 1 の第 5 欄に定める各コースの上限額

※3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。)



|  |             |     |
|--|-------------|-----|
| ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書  |             |     |
| 別添写しのとおり。  |             |     |
| (3) 事業実施計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）   |             |     |
| 必要性、内容及び実施方法   | 実施時期        | 費用額 |
| ※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。<br>（記載内容例）<br>(1)導入した設備投資等<br>(2)計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果<br>（導入前と比べて、どれくらい効果があったか等具体的に記入すること。） |             |     |
| 費用額合計  |             | 円   |
| 4 申請前3月間から事業実績報告までの間の解雇等※の状況（交付要綱第4条第4項第1号関係）  |             |     |
| 5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第4項第1号のニ関係）  |             |     |
| 有・無  | 有の場合、助成金の名称 |     |
| 6 過年度の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第4項第2号関係）   |             | 有・無 |
| 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額   |             | 円   |
| 7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第3号関係）   |             | 有・無 |
| 8 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年)(交付要綱第4条第4項第4号関係)  |             | 有・無 |
| 9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第5号関係）  |             | 有・無 |
| 10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第4項第6号関係）  |             | 有・無 |
| 11 倒産の有無（交付要綱第4条第4項第8号関係）  |             | 有・無 |
| 12 その他   |             |     |

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

年 月 日

千葉労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千労発雇均 第 号をもって交付決定を受けた 年度中小  
企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係  
る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の  
規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、  
特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。



年 月 日

千葉労働局長 殿

〒□□□-□□□□ (Tel. □□□-□□□□) )  
助成事業主 住所

氏名

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、  
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）  
支払請求書

年 月 日千労発雇均 第 号 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費  
補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により確定した助成金額 円の  
通知を受けた件について、【下記の振込先・様式第 1 号別紙 2 の 13 に記載の振込先】へ振り  
込むよう請求します。

記

助成金の振込先

|                          |       |      |  |
|--------------------------|-------|------|--|
| 金融機関名                    |       | 支店名  |  |
| 口座の種類（該当するものを○で囲んでください。） | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ                     |       |      |  |
| 口座名義                     |       |      |  |